＜問題１＞

ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　通常兵器キャッチオール規制の許可申請窓口は、安全保障貿易管理課である。
Ｂ　輸出令別表第１の１６の項は、（１）と（２）がある。
Ｃ　外為令別表の１６の項は、（１）と（２）がある。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題２＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるW大学の米国人留学生Ｓは、来日から７ヶ月を経過している。留学生Ｓは、プログラムの能力が優秀なので、米国国防総省から留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生Ｓは、特定類型②にあたる。

Ｂ　本邦にあるM大学のシンガポール人大学院生Ｔは、来日から６ヶ月を経過している。大学院生Ｔは、米国にある法人Ｖと雇用契約を締結し、ＡＩに関するプログラムを作成する仕事をしている。この場合、大学院生Ｔは、特定類型③に該当する。

Ｃ　本邦にあるメーカーＺが、特定類型①に該当する社員Ｋに輸出令別表第１の６の項（６）に該当する測定装置αを提供する場合、輸出許可が必要である。なお、社員Ｋは、測定装置αを本邦内で使用する。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題３＞

ＡからＣまでのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記１から３までのうち、正しいものを１つ選びなさい。

Ａ　輸出令別表第１の３の項の下欄の地域は、「全地域」である。
Ｂ　外為令別表の９の項の下欄の外国は、「全地域」である。
Ｃ　外為令別表の１６の項の下欄の外国は、「全地域（輸出令別表第３に掲げる地域を除く。」である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題４＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までのうち、正しいものを１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるＸ大学のＤ教授は、韓国にあるインターネット検索会社が提供するストレージサービスを利用している。Ｄ教授は、自ら設計開発したプログラム（外為令別表の９の項（１）に該当）を当該ストレージサービスに保管し、本人のみが使用するものであっても、当該ストレージサービスのサーバーが海外にあるのであれば、外為法第２５条第１項の役務取引許可は必要である。

Ｂ　本邦にあるソフト会社Ｘは、外為令別表の９の項（１）に該当する暗号通信プログラムを開発した。無料で不特定多数の者に提供するため、自社のホームページに当該暗号通信プログラムをアップロードする場合、外為法第２５条第１項の役務取引許可は必要である。

Ｃ　本邦にあるメーカーのＸ技術部長は、現在開発中の外為令別表の２の項（２）に該当するプログラムを持って、パリに出張する予定である。この場合、自己使用のみであれば、外為法第２５条第１項の役務取引許可は不要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題５＞

ＡからＣまでのうち、誤っているものはいくつあるか、後記１から３までのうち、正しいものを１つ選びなさい。

Ａ　輸出令別表第１の１の項に該当する貨物は、性能やスペックが貨物等省令第１条で規定されている。

Ｂ　輸出令別表第１の１の項に該当する貨物は、輸出令第４条第１項第五号の少額特例は適用できない。

Ｃ　輸出令別表第１の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）は、提出書類通達に基づき、安全保障貿易審査課に事前相談ができる。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題６＞

本邦にあるメーカーは、来月、以下の条件の装置Ｘをタイにある子会社に輸出する予定である。装置Ｘは、輸出令別表第１の１６の項に該当する。装置Ｘの内部には、輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号装置αと輸出令別表第１の３の項（２）に該当するポンプβが、それぞれ１セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーは、どのような対応をしたらよいか、正しいものを後記１から３までの中から１つ選びなさい。

（条件）

①装置Ｘは、輸出令別表第１の１６の項に該当。装置Ｘの初期製造時の市場価格は、３００万円である。

②暗号装置αは、装置Ｘの初期製造時に、１セット９０万円で専門メーカーより購入。なお、暗号装置αは告示貨物ではない。

③ポンプβは、装置Ｘの初期製造時に、１セット４０万円で専門メーカーより購入。

１．装置Ｘの内部にある暗号装置αとポンプβについて、運用通達の１０％ルールは適用できないので、いずれも輸出許可を取得する必要がある。

２．装置Ｘの内部にある暗号装置αとポンプβについて、いずれも運用通達の１０％ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。

３．装置Ｘの内部にある暗号装置αとポンプβについて、暗号装置αは、運用通達の１０％ルールは適用できないが、少額特例が適用できる。ポンプβは、運用通達の１０％ルールも少額特例も適用できないので、輸出許可が必要である。

＜問題７＞

ＡからＣまでのうち、包括許可取扱要領により包括許可の申請窓口が経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課となっているものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　一般包括許可
Ｂ　特別一般包括許可
Ｃ　特定包括許可

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題８＞

ＡからＣまでの特例に関する説明のうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるメーカーは、ドイツにあるメーカーより、戦闘機の制御用に輸出令別表第１の７の項（１）に該当する集積回路の注文を受けた。総価額は９５万円であったが、この場合、少額特例を適用することはできない。
なお、輸出令別表第１の７の項（１）は、告示貨物ではない。

Ｂ　本邦にあるメーカーは、少額特例が適用できる貨物について、ＵＳドル建てで韓国の家電メーカー向けに輸出契約をした場合、契約月が、２０××年３月１日であれば、２０××年６月１日に輸出する場合でも、少額特例の総価額の換算は、２０××年３月の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」のＵＳドルのレートで計算する必要がある。

Ｃ　本邦にあるメーカーは、得意先のタイのメーカーに営業促進目的で輸出令別表第１の６の項（２）に該当する工作機械１台（市場価格は５００万円）を無償で１年間貸し出す予定である。本邦のメーカーは、当該工作機械を無償で輸出するので、無償告示を適用して輸出することができる。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題９＞

ＡからＣのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　フランスのメーカーは本邦にある貿易会社より、輸出令別表第１の１６の項に該当する液体の注文を受けた。メーカーは、輸出令別表第１の３の項（２）に該当する貯蔵容器（以下「通い容器」という。）に当該液体を入れて、フランスから本邦に輸出する予定である。当該通い容器を本邦に輸入後、フランスに返送のため輸出する場合、当該通い容器のフランスへの輸出許可は必要である。

Ｂ　本邦のメーカーはブラジルにある貿易会社より、輸出令別表第１の１６の項に該当する液体の注文を受けた。メーカーは、輸出令別表第１の３の項（２）に該当する貯蔵容器（以下「通い容器」という。）に当該液体を入れて、ブラジルに輸出する予定である。当該通い容器をブラジルに輸出後、本邦に輸入する場合、当該通い容器のブラジルへの輸出許可は必要である。

Ｃ　ポーランドから来日した、ポーランド人天文学者のＸ氏は、輸出令別表第１の９の項（７)に該当する自作のパソコンを持って本邦に入国した。当該パソコンが、Ｘ氏の自己使用目的であれば、Ｘ氏が、当該パソコンを持って、次の観測地であるチリに向けて出国する場合、輸出許可は不要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１０＞

ＡからＣのうち、貿易外省令第９条第２項について、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　家電量販店やネット上で販売されているソフトウェアやインターネット上で販売されているソフトは、リスト規制に該当するものであっても、不特定多数の者が購入できるのであれば、貿易外省令第９条第２項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。

Ｂ　本邦にある書店で販売されている書籍については、リスト規制に該当する技術を含んでいたとしても、不特定多数の者が購入できるのであれば、貿易外省令第９条第２項第九号の「公知の技術」にあたり、外国に送付する場合でも、役務取引許可は不要である。

Ｃ　本邦にあるロボットメーカーは、米国で特許申請をする前に、特許申請に必要な技術資料の英文が適切かどうか、過去に米国特許商標庁（USPTO）に勤務していた米国人（非居住者）のＸ氏にリスト規制に該当する英文資料のチェックを依頼する予定である。この場合、貿易外省令第９条第２項第十一号の「工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引」にあたり、役務取引許可は不要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１１＞

本邦にある貿易会社は、輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号装置（価額９０万円）を台湾にあるメーカーに輸出する契約を２０××年３月１日に結んだ。貿易会社では、当該暗号装置を２０××年５月１日に輸出する予定である。メーカーに事前に当該操作マニュアル（外為令別表の９の項（１）に該当）を送る場合の対応について、正しいものを後記１から３までのうち、１つ選びなさい。なお、当該操作マニュアルは、使用技術告示第一号で規定されていない。また、輸出令別表第１の９の項（７）は告示貨物ではない。貿易会社は、２０××年２月１日に一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可のみを取得している。

１．この場合、貿易会社は、暗号装置の輸出について、少額特例が適用できるので、当該操作マニュアルをメーカーと契約を締結した２０××年３月１日から、メーカーに提供することができる。
２．この場合、貿易会社は、輸出する２０××年５月１日から当該操作マニュアルをメーカーに提供することができる。
３．この場合、貿易会社は、２０××年２月１日に一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているので、当該操作マニュアルを２０××年２月１日から、メーカーに提供することができる。

＜問題１２＞

包括許可取扱要領の（別表３）の（１２）の（表１）について、ＡからＣまでのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受をドイツにある海軍の研究所に輸出し、核兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

Ｂ　特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受をチェコにある海軍の研究所に輸出し、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

Ｃ　特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受を外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業（懸念区分：ミサイル、核）に輸出し、用途が不明な場合等は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１３＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある工作機械メーカーは、台湾にある工作機械の大手販売会社より、台湾国内でストック販売を行うということで、輸出令別表第１の１６の項（１）に該当する旋盤１００台の注文を受けた。この大手販売会社の社長が、元台湾の軍人であっても、当該取引について、工作機械メーカーは、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。

Ｂ　本邦にある素材メーカーは、米国にある米軍の核兵器関連の研究所から輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する合金の注文を受けた。軍の担当者からは、臨界核実験に使用すると連絡を受けた場合、当該取引について、素材メーカーＸは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

Ｃ　本邦にある鉄鋼メーカーは、中国にある重工メーカーより、輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する合金の注文を受けた。用途を確認したところ、戦車の部品を製造すると連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１４＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦の貿易会社Ｘは、米国のメーカーＹから、輸出令別表第１の１の項に該当する銃の専用部分品を購入し、イスラエルのメーカーＺに売却する予定である。当該専用部分品は、メーカーＹからメーカーＺに直接輸出される。この場合、貿易会社Ｘは、仲介貿易取引許可申請は不要である。

Ｂ　昨日、来日した英国の貿易会社Ｘの社長は、来日中、米国のメーカーＹから、輸出令別表第１の１の項に該当する銃の専用部分品を購入し、イスラエルのメーカーＺに売却する予定である。当該専用部分品は、メーカーＹからメーカーＺに直接輸出される。この場合、英国の貿易会社Ｘは、仲介貿易取引許可申請は不要である。

Ｃ　本邦の貿易会社Ｘは、米国のメーカーＹから、外為令別表の１の項に該当する銃の製造技術を購入し、イスラエルのメーカーＺに売却する予定である。当該技術は、メーカーＹからメーカーＺに直接提供される。この場合、貿易会社Ｘは、役務取引許可申請は不要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１５＞

外為法等遵守事項と遵守基準省令に関するＡからＣの説明のうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　外為法等遵守事項は、通達の一部であるが、遵守基準省令は、経済産業省令の１つである。

Ｂ　遵守基準省令で努力規定とされている文書保存は、外為法等遵守事項でも、努力規定とされている。

Ｃ　遵守基準省令で努力規定とされている監査は、外為法等遵守事項では、義務規定とされている。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１６＞

本邦にある企業がＡからＣまでの貨物を無許可輸出した場合、外為法第６９条の７第２項第二号が適用されるものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

（参考条文）輸出令第14条

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）
第14条　法第69条の7第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項（(5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。）及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

Ａ　輸出令別表第１の１の項（１１）に該当する軍用ヘルメット
Ｂ　輸出令別表第１の３の２の項（１）に該当する黄熱ウイルス
Ｃ　輸出令別表第１の１６の項（１）に該当する旋盤

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１７＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　技術Ｘは、外為令別表の９の項（１）に該当する技術であるが、２０××年１０月１日から日本の特許庁の公開特許情報になっている。この技術Ｘを２０××年１１月１日に本邦の企業が外国の企業に送る場合、貿易外省令第９条第２項第九号が適用できる。

Ｂ　本邦の大学教授Ｍは、米国の科学論文の出版社から、２０××年１２月１日に市販される雑誌に掲載する論文の執筆依頼を２０××年９月１日に受けた。外為令別表の３の２の項（１）に該当する技術Ｘを含む論文を２０××年１０月１日に電子メールで当該出版社に論文を送る場合、貿易外省令第９条第２項第九号が適用できる。

Ｃ　プログラムＸは、外為令別表の９の項（１）に該当するが、２０××年１月１日までは、ネット上にソースコードが公開され、誰でも入手できたが、２０××年２月１日現在は、ネットから削除されている。このプログラムＸを２０××年３月１日に本邦の企業が、外国の企業に送る場合、貿易外省令第９条第２項第九号が適用できる。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１８＞

ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある企業Ｋが、中国（と地域②）の企業Ｊに外為令別表の１４の項に該当する技術を提供するが、提供地は米国（い地域①）にある企業Ｊの子会社である。この場合、企業Ｋは、取得している特別一般包括役務取引許可で提供することができる。

Ｂ　本邦にある企業Ｋが、米国（い地域①）の企業Ｊに外為令別表の１４の項に該当する技術を提供するが、提供地は中国（と地域②）にある企業Ｊの子会社である。この場合、企業Ｋは、取得している特別一般包括役務取引許可で提供することができる。

Ｃ　本邦にある企業Ｋが、米国（い地域①）の企業Ｊに外為令別表の１４の項に該当する技術を提供するが、提供地はフランス（い地域①）にある企業Ｊの子会社である。この場合、企業Ｋは、取得している特別一般包括役務取引許可で提供することができる。

１．１個
２．２個
３．３個

（参考）包括許可取扱要領（別表Ｂ）外為令別表の14の項

提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別一般 一　般	特　定	—

＜問題１９＞

輸出令第４条第１項第三号について、ＡからＣまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　輸出令第４条第１項第三号イ中の「経済産業省令」は、貨物等省令である。
Ｂ　輸出令第４条第１項第三号ハ中の「経済産業省令」は、貿易外省令である。
Ｃ　輸出令第４条第１項第三号イ中の「開発等」は、「開発、製造、使用又は貯蔵」のことである。

１．１個
２．２個
３．３個

（参考条文）輸出令第4条第1項第三号

三　別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その貨物が別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ　その貨物が別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

＜問題２０＞

ＡからＣまでのうち、報告告示について誤っているものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある貿易会社Ｘは、外為令別表の１６の項に該当するチタン酸バリウム紛体の使用の技術をポーランドにあるＹ社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社Ｘは、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

Ｂ　本邦にある貿易会社Ｘは、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術を韓国にあるＹ社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社Ｘは、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸは、輸出令別表第１の１６の項に該当するバルク弾性波フィルタ（１万セット）をスマホ製造用に中国にあるＹ社に輸出する契約を締結する予定である。この場合、メーカーＸは、報告告示に基づき、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題２１＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーは、次世代の暗号アルゴリズムＸ（外為令別表の９の項（１）に該当）を開発したので、来月、英国で行われる暗号の国際標準の策定のための国際会議に出席し、発表する予定である。この場合、メーカーは役務取引許可は不要である。

１．正しい
２．誤っている

＜問題２２＞

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

運用通達１－１（７）(イ)ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。

１．正しい
２．誤っている

＜問題２３＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

米国輸出管理規則(EAR)の国家安全保障(NS)理由で規制されている米国原産の部品及びソフトウェアを組み込んだ日本製の品目の組込比率(価格比)を求める場合には、米国原産の部品及びソフトウェアの合計価格(分子)を日本製の品目の価格(分母)で除して、100 を掛けて求める。 ただし、米国原産の部品及びソフトウェア共に輸出しようとしている仕向国向けに許可の必要な品目とする。

１．正しい
２．誤っている

＜問題２４＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

経済産業省の外国ユーザーリスト掲載者への輸出と同様に、輸出管理規則(EAR)の Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を再輸出する場合は、大量破壊兵器用途でないことが明らかな場合には、BIS の許可は不要である。

１．正しい
２．誤っている

＜問題２５＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の２桁目の英記号は品目の形態を表しており、A が装置・アッセンブリ等、B が（　　）、C が材料、D がソフトウェア、E が技術である。

B には、製造・試験装置が入る。

１．正しい
２．誤っている

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第４条第１項第二号ホ及びヘ並びに同条第２項第二号ホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第４条第１項第五号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
特定類型	役務通達１（３）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙１）に記載されている。
輸出令別表第３に掲げる地域（グループＡ）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、 ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、 フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、 イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、 ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、 スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第３の２に掲げる地域	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、 レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物（技術）	輸出貿易管理令別表第１（外為令別表）の１から１５までの項に該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第３の３の規定により経済産業大臣が定める貨物
報告告示・重要技術報告告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第１０条第３項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物

2026年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験（第24回）

（STC　Advanced）試験問題